

# 家庭科の男女共学

松岡英子

## 1 はじめに

周知のように、戦前の学校教育には男女別学の約70年の歴史がある。明治憲法と教育勅語体制のもとで、女子に対する教育の基本理念としての良妻賢母主義教育思想が構築され、強力におしすすめられた。そこでは、貞淑の美德、婦徳の涵養が強調されており、「個人主義思想ヲ排シ日本婦人本来ノ従順、温和、貞淑、忍耐、奉公等ノ美德」を備えた女性が理想的であるとされた。すなわち、性に伴う役割の相違を天性の差とみなして、性差を強調することであった。

戦前の別学体制は第2次世界大戦後、急激な変更を迫られることになった。本稿では、戦後教育課程における家庭科の男女共学の位置づけを検討し、今後の家庭科教育の課題を提起することを目的とする。なお、本稿では男女共学を「男女の学習者が同一の教室で、同一の教育内容を、同一の教師のもとで履修する形態」<sup>(1)</sup>と規定する。

## 2 家庭科の成立

男女共学体制の実施は、第二次世界大戦後の新教育制度下に確立された。戦後始めて男女共学が示されたのは、1945年12月に閣議了解事項として公表された「女子教育刷新要綱」(文部省)である<sup>(2)</sup>。これはアメリカの対日占領政策の基本方針にもとづくGHQの指令のもとに出されたわけだが、「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス」という改革方針が示されている。従来の封建的な男尊女卑の考え方においては「女子の特性」が極度に重視されていたが、その是正への基本方針が指示されている。大学での男女共学の実施には言及しているものの、それ以下の学校における男女共学にはふれておらず、表面的な不平等是正方針であり、具体的措置を明示するものではなかった。しかし、相次いで新事態に処する為の方策がとられた。

まず、ストッダード (Stoddard G. D.) を団長とする「米国教育使節団報告書」<sup>(3)</sup>が1946年3月に提出された。この中で男女の差別の否定、教育の機会均等、男女共学が主張されている。さらに文部省は、教師の自主的な教育創造の手びき<sup>(4)</sup>として「新教育指針」(1946年5月～1947年7月に4分冊と附録1冊の計5冊が発行された)を示した。その第3分冊で、女子教育の向上について述べ、女子の特性を生かすことももとより大切であるが、男子と共通する面を重んじることを強調し、男女の不当な差別的取扱いや、性による差別を認めないように戒めている。戦後の教育課程改革を本格的に規定し、新しい民主教育の原理を多分に含むものであり、文字通り新教育の指針として、教育界に与えた影響は非常に大きいもので

あった<sup>5)</sup>。戦前の良妻賢母主義教育を中心とした女子教育に対する批判は一貫して婉曲であり、改革の方針も具体性を十分にもちあわせているとはいえないが、何はともあれ、女子教育に関する画期的な大転換であったことはいうまでもない。

3つの文書は教育基本法制定以前における男女共学制を奨励する資料であり、男女平等教育を原則とする共学制が人間教育にとって不可欠の意義をもつことが示されている。

1946年に公布された新憲法では、法の下での平等に関する一般的基本原則（第14条1項）を規定するとともに、その徹底化をめざして、家庭生活における両性の本質的平等（第24条）教育の機会均等（第26条）、選挙人資格の平等（第44条）などを定めた。わが国の場合、絶対主義的天皇制を基底とする明治憲法のもとでは、家庭生活は男女差別と上下の倫理的服従観にみられるような封建的な「家」制度を中心にして成り立っていたので、女性が権利の主体として扱われることはほとんどなかった。第24条は家庭生活に平等原則を具体的に適用するために、個人の尊厳を基礎とした夫婦の同等と両性の本質的平等について定めている。新憲法の理念に基づいて、1947年に教育基本法が制定され、新しい日本の教育の土台がつくられた。その第5条で男女共学、第3条で教育の機会均等が明記され、制度上の男女共学は確立した。

このような男女共学の理念のもとに、家庭科教育は成立した。その性格は「学習指導要領家庭科編（試案）」（1947年）の「はじめのことば」に示されている。「家庭科すなわち家庭建設の教育は、各人が家庭の有能な一員となり、自分の能力にしたがって、家庭に、社会に貢献できるようにする全教育の一分野である。この教育は家庭内の仕事や、家族関係を中心に置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようにするのである。……その目的も内容も、考え方も、今までとは全く違ったものであり……」とある。小学校では、5・6学年で男女共学の必修教科、中・高校では男女とも選択科目になった。学習指導要領作成作業時の日本側の家政担当官であった重松伊八郎は、「単なる裁縫・家事の合科ではない」「単なる技能教科ではない」「女子教科ではない」という家庭科教育の三否定の原則を提案しており<sup>6)</sup>、戦前の家事・裁縫科とは性格を一変した。ここに、画期的な教育理念の転換が行われたのである。

このような転換の背景として、新民法で戦前の「家」制度が廃止されたことも見逃せない。戦後市民社会が戦前と区別される特徴の1つは、家庭生活が国家の論理（「家族国家観」）から一応切り離され、自由と平等を基調とする市民社会の土俵の上に置かれたことである。男女平等の近代的な家族を理念型とするもので、当時としては画期的なものであった。

家庭科は小・中・高校を通じて家族の人間関係の学習に重点がおかれ、家庭生活の民主化と充実向上を図ることができる能力を男女の別なく習得させることをめざしていた。たとえば、文部省著作の中学校の教科書には次のような記述がみられる。「父とぼくは男ですが、さら洗いもするし、くつ下の破れくらいは自分でつくろいます。母と妹は女ですが、畑も作るし、自転車に乗って、どこへでも用たしに出かけます。みんなで働くので、夜が楽しみです。みんなでさっと夕飯のあとかたづけを終わって、いろいろなお話をします」とあり、今日でも通用しそうな内容である。家庭科のあり方を考えることは「大きく日本の民主化につ

らなり、婦人解放への道に通じている」<sup>(7)</sup>とされた。また、小・中・高校を通じて、一貫した総目標<sup>(8)</sup>が示されたのは、現在まで唯一この学習指導要領だけであることは特筆される。

しかし、理念的には男女に差をつけないとしながらも、その質において矛盾を内包していた。小学校では男女が完全に同一内容を履修するのではなく、前かけ、シャツ、運動服、寝まきなどの被服製作は女子のみに課し、男子には掃除用具、家庭用品、運動具などの製作・修理が配列されている。中学校では職業科の一科目に組織され、「大部分の女子はこの課を選ぶもの」と期待されていた。男子の選択も認めてはいたが、その内容において旧来の裁縫科を思わせるような相当高度の技能を要する裁縫（帯、羽織り、ドレスなど）が課されている。男子の選択状況は明らかではないが、かなり限られていたと考えられる。高等学校では、女子は「家庭の主婦となり母となるという自覚も芽ばえ、家事に真の興味を持つ」ので、女子の必修科目ではないが、大多数の女子の選択が期待され、実態もそのようであった。

戦後44年たった今日でも「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の考え方が根強くあることからして、戦後1年半ほどの間に他律的な力とはいえ、家庭科の男女共学がめざされたことは大いに評価できる。しかし、その内部に多くの問題を抱えたスタートであったことも認めざるをえない。

### 3 女子特性論と家庭科の女子必修化

その後、教育課程がいくたびか改訂されるが、小学校だけは、発足当初問題とされた教育内容の男女差が次の学習指導要領の改訂からなくなり、現在まで引継がれている。1951年版小学校学習指導要領一般編（試案）には、「小学校の段階においては、学習経験は男女に共通であることが望ましい。最初から男女を区別して指導しなければならないような高度の技能は中学校に譲るべきである」と記されている。

中・高校では、家庭科の男女共学の理念は尻つぼみの方向へ進んで行くのである。

#### (1) 中学校

中学校では、職業科の1科目としておかれたことに対する家庭科関係者の強い不満があり、独立のための決議や陳情などが機会あるごとに行われていた<sup>(9)</sup>。このような強い要望と重松伊八郎の努力により<sup>(10)</sup>、文部省と占領軍のCIE（The Civil Information and Education Section 民間情報教育局）の間では家庭科を独立教科として置くことのできるようになった。1949年『『新制中学校の教科と時間数』の改正について』が出され、家庭科は「職業科及び家庭科」というように職業科と並列され、独立教科になった。

しかし、実施の段階に至らぬまま、同年「職業・家庭科」という一教科に改められ、その後2年間の検討を経て、1951年に「学習指導要領 職業・家庭科編（試案）」として発表される。職業・家庭科の編成については、当時の教育課程審議会の中学校部会委員長であった海後宗臣をはじめとする、新教育論者の意見が強く反映されていると考えられる。すなわち、職業・家庭科は一教科であり、新しい技術観によって編成されること、また、地域の生活と教育内容の結合を説いた<sup>(11)</sup>。家庭科は職業科の中に包摂されるべきだという意見が優勢であった。家庭科の立場から主張された家庭建設の学習は、生活経験学習に基づいて各教科が

位置づけられるという状況においては、仕事中心に構成せざるをえず、残念ながら説得力をもたなかったようである。また、1951年に産業教育振興法が成立したことにより、職業科と合科になれば施設・設備資金が得られるという予想もあって、一教科になることに賛成したともいわれている。各教科の性格は「実生活主義」「啓発的経験主義」「地域主義」の3本柱によって特徴づけられている。家庭科は「実生活に役立つ仕事」を中心に構成され、戦後めざしていた「家庭建設の教育」という性格は、一段と弱められた。従来独立していた農業、工業、商業、水産、家庭という教科体系を解体して、実生活に役立つ仕事を技能の違いに基づいて4類12項目に分類し、一教科として再編成している<sup>(12)</sup>。具体的な教育計画では、男女の特性を考慮したカリキュラムの例が示されており、男女の「特性」という用語を用いて、性別による教育内容の違いを説明した戦後最初のものである。建前は共学でも別学でも自由に編成できることになっており、男子の家庭科履修の機会が閉ざされているとはいえない。しかし、実質的には男女の教科内容には差があり、男女共学はほとんど行われていなかったと考えられる。

次いで、1956年の学習指導要領の改訂で、職業・家庭科は一般教養を与える教科であるとして、男女共通に学習すべき面をもつが、具体的な指導計画においては、性別や環境などを考慮するとしている。男女が共通に学習する内容と時間数を明示した点は、一歩前進とも受けとれるが、必ずしも男女共学とはいえず、その時間数もわずかであることから、総花的なつまみ食いにと終わっていたといえよう。さらには、ほとんどの女子が共通学習以外の残りの時間に第5群（食物、被服、住居、家族、家庭経営）を履修していたことを考えると、男女の教科内容の差は克服されず、女子のための内容が一般と整備されたともいえる。

さて、1955年以降の日本経済は世界的な好況のなかで、飛躍的な発展を示した。朝鮮戦争以来の輸出増加による外貨蓄積を契機として、独占資本が急速に復活し、産業界の教育への要望が強まってきた<sup>(13)</sup>。これらの動きにさらに拍車をかけたのは1957年のスプートニクショックであった。戦後、非軍事化、民主化に向けられた教育政策は、経済自立政策、労働力政策へと大きく転換し、女性イコール家庭という性別役割分業が全面に登場してくるのである。日本経営団体連盟の「科学技術教育振興に関する意見書」（1957年）では、上級学校へ進学する者、職業につく者、家事に従事する者とは、はっきり教育課程を分けることを主張している。

1958年に教育課程が全面的に改訂され、科学技術教育の振興と進路、特性に応じた教育的配慮から、従来の「職業・家庭科」は「技術・家庭科」と名称が変わり、男子には生産技術を、女子には家庭生活技術を中心に学習するという「男子向き」「女子向き」という性別コースが設けられた。この改訂によって中学校では、男子は全く家庭科教育を受けられなくなり、家庭科は一般普通教育から女子のための教科に組み換えられたのである。「女子向き」の教育内容からは家族、家庭経営は削除され、「生活に必要な基礎的技術を習得」という目標から、衣食住の家事処理技能が全面に出された。戦後、新教育の理念であった「民主的家庭建設」という課題を失ってしまったのである。この時点で、小学校では男女共学は維持されたが、教育内容は衣食住を中心とした技能教科に変わっている。次いで1969年に改訂

されたが、大きな変化はみられなかった。

## (2) 高等学校

高等学校では、1949年の学習指導要領の改訂で、「男女にひとしく必要なことであるが、特に女子にはその将来の要求にもとづき、いっそう深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも14単位必修させることが望ましい」とされた。高等学校では既にこの段階で、男女ともに必要としながらも、女子の特性が強調されていることがわかる。1956年の改訂で、全日制の普通課程の全ての生徒に、芸術科、家庭科、職業に関する教科のうちから6単位以上を履修させることになった。家庭科の一科目として「家庭一般」が新設され、この他に24科目が示された。「家庭一般」は女子の教養として、家庭人としての資質を育成するという目的で、女子にのみ4単位の履修が期待されている。その後1960年に再改訂され、普通課程の女子には「家庭一般」4単位を原則として必修とし、特別な事情のある場合のみ2単位を認めている。「家庭人」という表現から「家庭を営むもの」というように表現が明確になり、女子の特性がより一層強調されている。次いで1970年の改訂では、60年同様、女子には「家庭一般」4単位が必修になり、例外規定もはずされ、必修強化の動きがみられる。「家庭を営むもの」をさらにもう一步進めて、「母としての役割」が強調されており、主婦準備教育のための性格が一層明確になったのである。

既述したように、1950年代の教育課程行政の転換に応じて、1960年代から70年代前半は家庭科の「女子のみ必修」が顕在化した時期であった。中央産業教育審議会、経済審議会、中央教育審議会、教育課程審議会など、政府関係諸機関による答申や建議は、女子の特性を強調し、家庭科教育と結び付ける論旨を展開していることは注目される<sup>(14)</sup>。この時期、家庭科の男女共学は大きく後退した。

このように、女子特性論が主流であった時代でも、長野県立高校、京都府立高校、東京都立高校などでは男女共学の実践が行われていたことは注目される<sup>(15)</sup>。長野、京都では家庭科教師が組織的に学びあうところから共学が実現しており、独自の資料も出版されている。両者とも1973年4月から実践が行われているが、長野県では一部の高校であるのに対して、京都府では、全府立高校に及んでいる。東京都などでは、一部の高校で独自な実践をしているが、教師間の共通理解があるとは限らず、散発的にならざるをえない状況であった。中学校でも、いくつかの教科論にもとづく実践が1960年代から、わずかではあるが行われている。1974年には市川房枝を代表とする「家庭科の男女共修をすすめる会」が結成され、男女共学を求める声も大きくなっていった。

## 4 中学校における相互乗り入れ

1976年に示された教育課程審議会の答申において、家庭科は「小学校、中学校および高等学校を通じて、実践的、体験的な学習を行う教科としての性格が一層明確になるよう内容の精選を行い、その構成を改善する」とされ、実践的・体験的学習を行う教科として性格づけられた。

この答申を受けて1977年に改訂された学習指導要領で、中学校の技術・家庭科は約20年間

続いた「男子向き」「女子向き」という男女別学が廃止され、いわゆる「相互乗り入れ」の履修形態が採用された。内容は技術系列と家庭系列の2系列からなり、技術系列は9領域、家庭系列は8領域で構成されている。男子は技術系列から5領域、家庭科系列から1領域、女子は家庭系列から5領域、技術系列から1領域を含めて、男女とも7領域以上を選択履修することになり、最低1領域は相互乗り入れすることが定められた。男女共学にするか男女別学にするかは、各学校の教員組織や施設・設備等との関連ばかりでなく、どんな領域をどの学年で履修させるかによっても違いがあり、一律に定めることは困難であるので、各学校の実情に即して適切に定める必要があるとされている。現実の履修形態は男女別クラスが多く、乗り入れ領域も男子は「食物1」、女子は「木材加工1」に集中しており<sup>(16)</sup>、男女共学とはほど遠いものである。別学の理由としては技術科、家庭科それぞれの教員定員のアンバランス、時間割編成上の困難、男女の特性、慣例などがあげられている。しかし根本的な問題は、技術科と家庭科の免許状が2本立てになっているにもかかわらず、教科は技術・家庭科と一本化されているという矛盾にあると考えられる。

翌年改訂された高等学校家庭科は、従来どおり「家庭一般」4単位が女子のみに必修とされ、変化はなかった。ただ、男子が「家庭一般」を履修する場合の内容の取り扱いが明示された点が異なるところではあるが、実際に履修を可能にするような配慮はみられない。依然として女子特性論が前面に出ているのである。「女子のみ必修」に関しては、全国高等学校長協会家庭部会の強い支持もあった<sup>(17)</sup>。その論点は次の通りである。「家庭一般」は高等学校の女子生徒に対する母性教育として欠くことができないもので、この時期の女子生徒に最も適したものである。また、「家庭一般」は女子としての最も重要な体験的学習教科であり、男女共学には到底賛成できない、というものである。この見解はマスコミ等で取り上げられ、同会への抗議が一段と高まった。このような批判を受けて、3ヶ月後には「男女共修について今後、現場の実体をふまえて教育課程研究委員会で十分研究したい」と修正している。

中学校で「相互乗り入れ」が実施されるようになった背景を考えてみよう。「男子向き」「女子向き」の2つの学習系列を設けることに対して、「世間には社会における男女の労働と家事の分担関係を固定化する恐れがあるとして反対する向きがあり、教育の現場においても両者の一層の接近を望む声が高まっている」と文部省の担当教科調査官は解説している<sup>(19)</sup>。高度経済成長を経て、女子が大量に社会に進出したものの、相変わらず従来の性別分業が強固に確立しえたのには、教育の影響を無視することはできない。なかでも中・高校で、女子教科とされている家庭科の影響力が各方面で取り上げられ、一般の人々の関心も次第に高まってきた。また、1975年の国際女性年世界会議において、「世界行動計画」が採択され、平等、発展、平和の目標を掲げて、世界的に女性問題解決のための行動がとられるようになった点も見逃せない。性別役割分業を教育によって変えようとする世界的動向を全く無視することはできなかつたのである。

## 5 女子差別撤廃条約と家庭科

### (1) 女子差別撤廃条約

1980年代に入ると、家庭科の男女共学に関する議論が一段と高まりをみせる。そのきっかけをつくったのが、国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、女子差別撤廃条約という）である。国連は国際社会の平和と安全をその第一の目的とするが、そのためには人権保障が不可欠であるとの認識にたっている。特に女子の人権を取り上げる目的で、1946年に「女子の地位委員会」が設置され、人身売買の禁止や参政権などに取り組んでいる。1948年の「世界人権宣言」では人間の生まれながらの自由と平等を確認して性による差別を禁止している。1967年には「女子差別撤廃宣言」が採択され、これを受けて、法的拘束力をもつ条約案が検討された。こうして、1975年の国際女性年を経て、「世界行動計画」の精神を織り込んだ女子差別撤廃条約が1979年に国連総会で採択されたのである。賛成国130、反対国0、棄権国10であった。多数国間の条約締結に際しては、交渉、採択、署名、批准という手続きを踏む（署名をせずに加入という手続きもある）。日本ではさらに公布という手続きが必要になる。

1980年コペンハーゲンで開かれた国連女性の10年中間年世界会議の席上、「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、日本も署名に踏み切った。同条約は1980年9月3日、国際法として発効した。

条約は前文と本文（6部30条）からなり、前文で「女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反するもの」としている。そして、「母性の社会的重要性」「子の養育における両親の役割」に留意すべきであり、「子の養育には男女間、および社会全体の責任の分担が必要である」と述べている。さらに、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び女子の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要である」としている。家庭科教育との関連で本文をみると、男女平等を基礎として、「同一の教育課程」（第10条、b）で「教育のすべての段階及びあらゆる形態における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」（第10条c）を定めている。また「男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習上その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正」（第5条a）し、「児童の養育及び発育における男女の共同責任についての認識」（第5条b）を促すためのすべての適当な措置をとることを義務づけている。

日本は女子差別撤廃条約に、すぐに批准することができなかった。国際条約は憲法第98条2項により、憲法のすぐ下にくるもので、法律に優先する。従って、条約に抵触する国内法は改めなければ批准できないのである。どうしても国内法を改められない時は「保留」という方法があるが、条約の第28条2に「この条約の対象及び目的と両立しない保留は認めない」と明記されている。

締約国は法律その他の適当な手段により、この条約を実施する義務がある（第2条a）が、その場合、女子に対して差別となる法律、規則のみならず、慣習、慣行をも修正または廃止することを義務づけられた（第2条f）。長い間に徐々に形成される慣習、慣行も廃止、修正の対象としたのである。また、国のみならず「個人、団体又は企業による」女子差別の廃止を義務づける（第2条e）点は、国際人権規約が国のみを義務づけたのに比べると一歩前進といえよう。そして加盟国は「この条約の認める権利の完全な実現を達成するために、す

すべての必要な措置をとることを約束する」(第24条)と規定することも、国際人権規約が「男女に同等の権利を確保する」と包括的に規定したのに比べると、保障の義務づけが一層強くなっている。

批准に際してわが国が取り組まなければならない主要な問題は、国籍、労働、教育の3つであった。これを受けて法務省は1981年に法制審議会に諮問し、国籍法改正に着手した。1985年には父系優先主義から父母両系主義へと国籍法が改正された。労働省も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を同年に成立させ、それにあわせて労働基準法を改正している。これらに比べて、文部省の取り組みは遅れていた。

## (2) 家庭科教育の改革

教育に関して問題になったのは、いうまでもなく家庭科教育である。中学校では男女別の学習領域指定があること、高等学校では女子のみが必修であることが問題となる。これに関連して、女子が技術領域や体育を男子と同様に学習することを「排除または制限」していること、男子が家庭科を学習する機会を制限するような教育課程を組んでいることも問題とされる。

文部省は「家庭一般女子必修は教育的配慮であって、女性差別ではない」という態度をとっており、国会においても再三問題になっていたが、それは、例えば「家庭に関する科目の男女による若干の取り扱いの上の差異は、わが国の実情にかんがみまして、男女がそれぞれに応じた教育的な配慮に基づくもの」(1981年3月18日、参議院、予算委における田中龍夫文部大臣の発言)との答弁にも表われている。

1981年日本弁護士連合会から「高等学校家庭科の女子のみ必修」についての意見書が出され<sup>(20)</sup>、家庭科教育に関する社会の関心が高まっていった。同意見書は法律家の立場から家庭科の「女子のみ必修」の違憲性を指摘し、速やかに男女共学にするというものであり、各方面に大きな反響をもたらした。家庭科の男女共学問題は、教育関係者のものだけではなく、広く社会的問題になってきたのである。他方、全国高等学校長協会家庭部会は同年、理事長名で『家庭一般』の履修については、一切変更を加えないようにせられたい」という要望書を提出している。「男女共学」か「女子のみ必修」かの両論がかなり活発にとりかわされた時期であった。

女子差別撤廃条約の批准<sup>(21)</sup>が当面の外交問題になるに従って、状況は徐々に変化しはじめた。文部省が1984年6月「家庭科教育に関する検討会議」を設置したのもそのような事情による。同会議は同年12月に「今後の家庭科教育の在り方について」報告をまとめた。報告の主旨は、女子差別撤廃条約について批准できるように、家庭科の履修の在り方について検討するというものである。高等学校では「男女とも、『家庭一般』を含めた特定の科目の中から、いずれかの科目を必ず履修させることが適当と考える」として、次の2方法を提示した。1つは、「家庭一般」のほかに、新しいタイプの家庭に関する科目をいくつか設けて、いずれかの科目を選択必修させる方法、もう1つは「家庭一般」と他教科の科目を組合せ、その中からいずれかの科目を選択必修させる方法である。どちらにするかの決定は、教育課

程審議会にゆだねられた。中学校については、「高等学校における家庭科の内容、履修の在り方との関連を考慮しつつ、例えば、すべての生徒に共通に履修させる領域と生徒の興味・関心等に応じて履修させる領域を設けること等について検討する必要がある」としている。

「女子のみ必修」の家庭科に検討を加えなければならないという方向性を打ち出したことは大いに評価できる。しかし、家庭科に対する検討会議の基本的な考え方を明示せず、種々の考え方を並列するに留まった点、高等学校における履修の取り扱いに関しても記述のように2方法が提示され、意志統一ができなかった点は問題として指摘できる<sup>(22)</sup>。結局、教育課程審議会の結論まちという形になったのである。

検討会議の報告が出される3ヶ月前に臨時教育審議会が設置され、1985年から87年にかけて、第1次から第4次までの答申が出された。家庭科教育に関しては、1986年4月の第2次答申にもりこまれている。第2部、第3章 第2節 (2)教科等の内容・構成のイの項に「家庭科の内容と取り扱いについて検討する」とあり、次のように示されている。「『技術・家庭』、『家庭一般』については、技術や技能の習得の観点や、例えばよき家庭を築くための学習など家庭の教育力の活性化の観点から、その内容を見直すとともに、共通必修にわたる内容と生徒の興味・関心に応じ選択し得る内容とに区分して履修するなど、履修の方法等について検討する必要がある。」

1985年9月、教育課程審議会が発足し、「6年制中学校」「道徳教育」「社会科教育」「家庭科教育」のテーマごとに4つの課題別委員会が設置され、これらの在り方を重点的に検討することから出発した。教育課程の改善の焦点の1つとして、家庭科教育が取り上げられたのである。この委員会における検討をへて、全体で審議を重ね、1986年10月に「中間まとめ」、翌年12月に文部大臣に最終答申をしている。

家庭科教育については、次のように答申された。まず「小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科及び高等学校の家庭科については、家庭を取り巻く環境や社会の変化等に対応し、男女が協力して家庭生活を築いていくことや、生活に必要な知識と技術を習得させることなどの観点から、その内容及び履修の在り方を改善するとともに、実践的、体験的な学習が一層充実するよう改善を図る」としている。そして、小学校では「住居と家族」という領域名が「家族の生活と住居」に改められ、家族の生活が重視されている。内容の構成は各領域で多少変更が加えられているが、大きな変更はない。中学校では「情報基礎」「家庭生活」の領域が新設され、これに「木材加工」「電気」「金属加工」「機械」「栽培」「食物」「被服」「住居」「保育」を加えた11領域で内容が構成されることになった。「木材加工」「電気」「家庭生活」「食物」は男女必修とし、この他に3領域以上を選択履修するというもので、男女別の学習領域指定はなくなった。高等学校では、「家庭一般」の他に、家庭科の新しい科目として「生活技術」と「生活一般」を設け、男女ともに3科目の中から1科目を選択履修するというものであり、女子のための家庭科ではなくなった。

この答申に沿って、1989年3月に新学習指導要領が告示された。新学習指導要領の詳細については、稿を改めて検討したい。

## 6 家庭科教育の課題

今回の学習指導要領の改訂で、家庭科教育は小・中・高校を通して、男女が共に学ぶ教科としての履修形態が制度上整えられた。家庭科の新たな出発のときを迎えたのである。しかし、中・高校では選択必修の形がとられており、領域や科目の選択、履修の在り方いかんによっては、男女共学や小・中・高校における教育内容の一貫性が確立されるという保障はない。また、これまでよりもレベルダウンするという危惧もはらんでいる。男女共学および小・中・高校の一貫性の視点から、家庭科教育の課題を提示して、まとめにかえたい。

まず小学校では、新設された「生活科」を5・6学年の家庭科にどのように結びつけていくかが、大きな課題となる。生活科では社会認識、自然認識、自己認識を身につけさせるわけだが、これに家庭生活認識も加えることで、より児童に身近で具体的な生活科になるだろう。児童の実態を考えるならば、教育課程の中で一貫した家庭生活をめぐる教育が必要であり、生活科で学んだ学習が5・6学年の家庭科学習に生きるような生活科を構想していくことが課題であろう。勿論、生活科に接続させた3学年からの家庭科学習をも考えに入れていく必要がある。

次に中学校では、「木材加工」「電気」「家庭生活」「食物」は男女必修となったが、学習指導要領には「男女共学」という言葉はみられず、男女別学履修という形態も考えられる。また、残り3領域は選択履修であるため、女子は家庭科、男子は技術科履修になりやすいことも指摘できる。家庭科も技術科も共に全領域を男女共学で実践できるような努力が求められる。家庭科にとっても、また技術科にとっても全面共学のチャンスであり、両教員の充分な話し合いが求められる。本来、家庭科と技術科は教科の本質が異なるところから、2教科としてそれぞれ独立させることを考えていかねばならないだろう。

家庭生活の基礎・基本となることは、すべての生徒が学習しておく必要があるが、選択制をとるかぎり、履修領域が不統一になり、高校の家庭科につなげることも困難になる。そこで例えば、男子の家庭科履修が保障されている70時間を共学として、家庭生活全般にかかわる総合領域にあてるという構想も出されている<sup>(23)</sup>。家庭科と技術科を合わせて、1・2学年で各70時間、3学年で70～105時間間という枠内で全面共学するために、総合領域の構想は有効であろう。

高等学校では、「家庭一般」「生活技術」「生活一般」の3科目から1科目を選択するようになったが、現実的には個人選択は困難であるので、学校単位で選択が行われるであろう。その際、男女別コースが考えられないわけではない。

3科目の目標についてみると、「家庭一般」は衣食住、家族、保育などに関する知識と技術を家庭経営の立場から習得させる。「生活技術」は衣食住、家族、電気、機械、情報処理などに関する知識と技術を生活を合理的に管理する立場から習得させる。「生活一般」は衣食住、保育、家庭経済などに関する知識と技術を家族の健康な生活を管理する立場から習得させる、というものである。3科目の教育内容は表1の通りである。「生活技術」には電気、機械、情報、園芸が入っており、男子向きないしは男子校向きを意図したともとれる。「生

表1 高等学校家庭科の教育内容

家庭一般	生活技術	生活一般
・家族と家庭生活		
・子供の成長と親の役割		
・家庭経済と消費		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣生活の設計と被服製作</li> <li>・食生活の設計と調理</li> <li>・性生活の設計と住居の管理</li> <li>・乳幼児の保育と親の役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣食住の生活管理と技術</li> <li>・家庭生活と情報</li> <li>・家庭生活と電気</li> <li>・機械 (家庭園芸)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の健康管理</li> <li>2 又は 3 を 選 択  <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣生活と被服製作</li> <li>・食生活と調理</li> <li>・住生活と住居の計画</li> <li>・乳幼児の保育</li> <li>・家庭生活と情報</li> </ul> </li> </ul>
・ホームプロジェクトの実践と学校家庭クラブ活動		

河野公子「高等学校学習指導要領の改訂と各教科等の新しい課題〔家庭〕」『中等教育資料』No.554, 60頁

「生活技術」は産業技術教育ともなりかねず、家庭科の本質からはずれるので、日本家庭科教育学会では「男女共に学習する家庭に関する科目としては、設置の必要がないと考える」という意見書を出している<sup>(24)</sup>。「生活一般」の2単位分は「家庭一般」を縮小したようなかたちであり、残り2単位は当分の間、特別の事情がある場合には「体育」などの科目で代替できるという履修方法では、男女必修とした趣旨に沿っていないことも指摘できる。以上のことから、男女共に「家庭一般」を履修することが最も好ましいと考えられる。また、男子の履修が加われば、家庭科教員の増員、施設・設備の整備・充実も求められる。

男女をとわず、生活的自立能力をつけることが必要であるという指摘は多く、家庭科はその力を学習者1人ひとりに育成する責任を持っている。男女共学の教育内容について、日本家政学会は「従来の食物、被服などを中心としたものから、食生活、衣生活、住生活に加えて、家族関係、保育、家庭経営に関する内容をより重視すべき」だという提言<sup>(25)</sup>をしており、小・中・高一貫した教育内容の再構築が急務である。

### 註および引用文献

- (1) 村田泰彦「家庭科の教育課程行政」、村田泰彦他著『共学家庭科の理論』光生館、1986年、3頁。
- (2) 家庭科教育行政に関する諸資料は『戦後日本教育史料集成』全12巻別巻1、三一書房、1982～1985年を参照されたい。
- (3) 「報告書」は教育史上重要な意義をもつ積極的な提案であり、GHQはこれを全面的に了承して後の教育政策の路線としたといわれている。今までの日本の教育水準をはるかにこえた進歩的

なものであった。

- (4) 「新教育指針」のはしがきには「新しい日本の教育が何を目あてとし、どのやうな点に重きをおき、それをどういふ方法で実行すべきかについて、教育者の手びき」となるようにつくられたとしている。さらに「本省はここに盛られてゐる内容を教育者におしつけようとするものではない。……むしろ教育者が、これを手がかりとして自由に考え、批判しつつ、自ら新教育の目あてを見出し重点をとらへ、方法を工夫せられることを期待する」として、教師の自主性を尊重している。
- (5) 海後宗臣「教育」、矢内原忠雄編『戦後日本小史』下巻、東京大学出版会、1960年、512頁。
- (6) 座談会「家庭科教育のあゆみを語る」『家庭科教育』家政教育社、1956年4月、32頁。
- (7) 山下正子「教科課程の再編成と家庭科」『家庭科教育』家政教育社、1953年12月、7～10頁。
- (8) ①家庭において（家族関係によって）自己を成長させ、また家庭及び社会の活動に対し自分の受け持つ責任のあることを理解すること。②家庭生活を幸福にし、その充実向上を図って行く常識と技能を身につけること。③家庭人としての生活上の能率と教養とをたかめて、いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようにすること。
- (9) 「職業」の解釈にも大きくかわるものであり、アメリカでは vocation の中に homemaking も含めて解釈しているが、日本では狭義の解釈をするという違いがあった。
- (10) 山本キク「最近の家庭科の動向」『家庭科教育』家政教育社、1949年8月、2頁。
- (11) 海後宗臣「家庭学習における新しい技術観」『家庭科教育』家政教育社、1949年6月。
- (12) 第1類 栽培、飼育、漁、食品加工  
第2類 手技工作、機械操作、製図  
第3類 文書事務、経営記帳、計算  
第4類 調理、衛生保育

さらにこの12項目は521の仕事例に細分され、膨大なものになっている。

- (13) 例えば、日本経営団体連盟は「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見書」を出している。
- (14) 例えば次のようなものがある。  
1962年11月、中央産業教育審議会「高等学校家庭科教育の振興方策について」（答申）では、男女特性教育の必要性を強調している。1963年1月、経済審議会「経済発展における人的能力開発の課題と対策」（答申）では、女性を低賃金未熟練労働者として性格づけ、再就職やパートタイム活用を示唆しており、教育における能力主義の推進を唱えている。同年7月、中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告「保育問題をこう考える」では、女性の家庭保育を強調している。1966年10月、中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について」（答申）では、女子の特性に応じた教育的配慮を指摘している。1969年9月、教育課程審議会「高等学校教育課程の改善について」では、女性の家庭責任を強調し、「家庭一般」の履修を強化している。1971年6月、中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」では、男女の特性を伸長させる教育の内容、方法について検討するとしている。

- (15) 詳細は次の文献を参照されたい。

和田典子「各地ですすむ共修の実践」、家庭科の男女共修をすすめる会『家庭科、なぜ女だけ！』ドメス出版、1977年、157-190頁。

田結庄順子「共学家庭科実践史」、村田泰彦他著『共学家庭科の理論』光生館、1986年、111-130頁。

- (16) 家庭科の男女共修をすすめる会『家庭科、男子にも！』ドメス出版、1982年、173-177頁。倉盛三知代・梅原清子「技術・家庭科の『相互乗り入れ』に関する取り組み（第1報）」『日本家庭

科教育学会誌』第26巻2号，1983年，37-44頁。桑畑美沙子「技術・家庭科の男女共学に関する熊本県の動向（第1報）」『日本家庭科教育学会誌』第30巻3号，1987年，6-13頁。

- (17) 全国高等学校長協会家庭部会は1976年11月の総会で，前月に発表された教育課程審議会の「審議のまとめ」に家庭一般女子必修が位置づいたことに対して，「本会の要望通りと深く敬意を表し……最終答申でも審議のまとめ通り決定するよう強く要望する」と決議し，文部省に陳情している。
- (19) 馬場信雄，鈴木寿雄，小笠原ゆり『改訂 中学校学習指導要領の展開 技術・家庭科編』明治図書，1977年，39頁。
- (20) 日本弁護士連合会長は「私は特に女権論者ではないが，高校家庭科が女子のみに必修であるのは明らかに憲法違反と思うし，この見解は日弁連の理事会で圧倒的多数で承認しました」（毎日新聞，1981年3月18日）と述べている。意見書にはまず提言があり，以下次のような構成になっている。
- 第1 高等学校における家庭科学習の現状
  - 第2 戦後の日本の教育と家庭科の変遷
  - 第3 世界の動向とわが国の対応
  - 第4 憲法26条の視点からの検討
  - 第5 憲法14条の視点からの検討
  - 第6 高等学校における家庭科の今後のあり方
- (21) わが国は1985年6月24日に批准した（同年7月1日公布，7月25日発効）。
- (22) 検討会議の報告に対しては，家庭科の男女共修をすすめる会，日本教職員組合，全国高等学校長協会家庭部会から，見解や要望が出されている。
- (23) シンポジウム「これからの家庭科教育に求めたいもの」『日本家庭科教育学会誌』第31巻3号，1988年，99-101頁。
- (24) 1987年1月31日。
- (25) 日本家政学会『新時代への家庭科教育』東京書籍，1988年，203頁。

（1989年11月30日 受理）